

●香川県告示第78号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、同条第3項において準用する同法第5条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成29年3月14日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

観音寺市池之尻町50番地

株式会社 J A 香川県フードサービス 代表取締役 山田 猛

(2) 事業場の所在地及び名称

観音寺市池之尻町50番地

株式会社 J A 香川県フードサービス

(3) 変更しようとする事項の内容

汚水等の処理施設に関する事項

種	類	活性汚泥処理施設			
能	力	170m ³ /日			
汚水等の処理方式		活性汚泥法+接触酸化処理			
工 期 等	工事着手予定年月日	既設			
	工事完成予定年月日	既設			
	使用開始予定年月日	許可後			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続使用			
処理前 及び処 理後の 汚水等 の汚染 状態	項 目	処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
	水素イオン濃度	6~8	5.8~8.6	6~8	6~8
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	350	400	30	35
	化学的酸素要求量 (mg/L)	350	400	30	35
	浮遊物質 量 (mg/L)	150	200	40	50
	窒素含有量 (mg/L)	80	120	(変更前)40 (変更後)20	80
	りん含有量 (mg/L)	10	20	2	3
	ノルマルヘキサン抽出 物質含有量 (mg/L)	20	25	5	10
大腸菌群数 (個/cm ³)	-	-	2,000	3,000	
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		(変更前)143	(変更前)168	(変更前)143	(変更前)168

	(変更後)110	(変更後)166	(変更後)110	(変更後)166
--	----------	----------	----------	----------

し尿浄化槽の排水を排水する排水口1箇所を新設する。

(4) 排水の汚染状態及び量

排水 の汚染 状態	区 分 項 目	第 1 排 水 口	
		通 常	最 大
	水素イオン濃度	6~8	6~8
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	30	35
	化学的酸素要求量 (mg/L)	30	35
	浮遊物質量 (mg/L)	40	50
	窒素含有量 (mg/L)	(変更前)40 (変更後)20	80
	りん含有量 (mg/L)	2	3
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	5	10
	大腸菌群数 (個/cm ³)	2,000	3,000
排水の量	(m ³ /日)	(変更前)143 (変更後)110	(変更前)168 (変更後)166

他に排水口が3箇所ある。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成29年3月14日から同年4月4日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

観音寺市市民部生活環境課